

承第1号

市長専決処分事項の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分をしたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和5年5月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

市長専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、和歌山市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、同条例の制定については緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり市長において専決処分する。

令和5年3月31日

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市税条例等の一部を改正する条例

(和歌山市税条例の一部改正)

第1条 和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「第6項」の次に「及び次条第1項」を加え、「本項」を「この項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第4項中「本節」を「この節」に改め、同条第5項ただし書及び第6項中「によつて」を「により」に改め、同条第7項中「次条第1項第1号ア」を「第32条第1項第1号ア」に改め、同条第9項及び第11項中「本節」を「この節」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第31条の2 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（第5項において「特定非常災害」という。）に係る同条第1項の特定非常災害発生日の属する年（以下この項及び次項において「特定非常災害発生日」という。）の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生日純損失金額（その者の当該特定非常災害発生日において生じた前条第6項の純損失の金額をいう。）又は被災純損失金額（所得税法第70条の2第4項第1号に規定する被災純損失金額をいい、当該特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生日純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生日純損失金額（次条第1項に規定する特定非常災害発生日純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（次条第1項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（」と、「を除く。）」とあるのは「を除く。）並びに当該納税義務者の前年前5年間に於いて生じた特定非常災害発生日純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。））」と、同条第7項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年間に於いて生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。））」とする。

(1) 事業資産特定災害損失額（所得税法第70条の2第4項第2号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（同項第3号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が10分の1以上であること。

(2) 不動産等特定災害損失額（所得税法第70条の2第4項第4号に規定する不動産等特定

災害損失額をいう。)の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が10分の1以上であること。

- 2 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(同項の規定の適用を受ける者を除く。)が特定非常災害発生年特定純損失金額(所得税法第70条の2第4項第5号に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。)又は被災純損失金額(同条第4項第1号に規定する被災純損失金額をいい、特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該特定非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額(」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額(次条第2項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの(」と、同条第7項中「純損失の金額(同項」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年特定純損失金額(次条第2項に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額以外のもの(前項」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの並びに当該納税義務者の前年前5年内において生じた特定非常災害発生年特定純損失金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)及び被災純損失金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」とする。
- 3 所得割の納税義務者(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)が被災純損失金額(所得税法第70条の2第4項第1号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額(」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額(次条第3項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの(」と、同条第7項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」とする。
- 4 所得割の納税義務者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第7項中「金額をいい、」とあるのは「金額をいう。)で特定雑損失金額(次条第4項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。)以外のもの(」と、「同条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、「除く。)は」とあるのは「除く。)及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた特定雑損失金額(この項又は同条第1項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は」とする。

5 前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する次条第1項第1号に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額（当該特定非常災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）に係るものをいう。

第34条の2第2項中「都道府県等による第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」を「第1号、第4号及び第5号に掲げる基準」に改め、「当該基準及び」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 都道府県等による第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第34条の2第2項に次の2号を加える。

(4) 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前1年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前3号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

(5) 特定期間において行われた法第314条の7第5項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

第38条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第40条の見出し中「給与支払報告等」を「給与支払報告書等」に改め、同条第7項中「）が、政令で定めるところにより市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には」を「）は」に、「記載事項を」を「給

与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（次項及び第9項において「記載事項」という。）を」に改める。

第53条第2項第14号中「本号」を「この号」に改め、同項第28号中「第3号から第5号まで」を「第4号から第6号まで」に改め、同条第4項中「並びに農業協同組合」を「、農業協同組合」に改め、「農業協同組合連合会」の次に「並びに労働者協同組合連合会」を加え、同条第5項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構」に、「に対しては」を「及び福島国際研究教育機構が所有する固定資産（福島国際研究教育機構以外の者が使用しているものを除く。）に対しては」に改める。

第79条に次の1項を加える。

3 オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第1条（c）に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。

第79条の2第1項第3号ア（イ）中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号イ（イ）中「平成27年度以降」を「令和4年度以降」に、「以下この条」を「次項」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に、「100分の125」を「100分の105」に改め、同条第2項中「並びに」の次に「令和4年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成27年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第3号ア（イ）の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第3号イ（イ）の項中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第79条の5において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125」を「令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第79条の5において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の105」に、「100分の157」を「100分の163」に改め、同条第3項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改める。

第79条の5第1項第1号イ中「100分の60」を「100分の70」に改め、同項第2号イ中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第2項第1号イ中「100分の55」を「100分の60」に改め、同号に次のように加える。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第79条の5第2項第2号イ中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115

」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第4項の表第1項第1号イの項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第1項第2号イの項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に、「100分の150」を「100分の155を乗じて得た数値」に改め、同表第2項第1号イの項中「100分の55」を「100分の60」に、「100分の119」を「100分の130」に改め、同項の次に次のように加える。

第2項第1号 ウ	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
-------------	------------------	------------------------------------

第79条の5第4項の表第2項第2号イの項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に、「100分の144」を「100分の147」に改め、同条第5項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の80」を「100分の87」に改める。

第132条第1項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構及び福島国際研究教育機構」に改める。

附則第2条第1項第1号中「（平成8年法律第85号）」を削り、同条第2項及び第4項中「本項」を「この項」に改める。

附則第3条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条第4項を削り、同条第5項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第11項」を「第10項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「平成31年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」に、「4分の3」を「6分の5（当該設備のうち大規模なものとして政令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第14項」を「第13項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とし、同条第13項中「認定事業により平成27年4月1日から令和5年3月31日まで」を「認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）により令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第24条第7項」を「第24条第8項（同法第29条の9において準用する場合を含む。）」に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を

改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日から令和6年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」に、「政府」を「政府又は地方公共団体」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を同条第14項とし、同条第16項中「令和4年度」を「令和6年度」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第23項」を「第22項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第18項を第17項とし、第19項を第18項とし、同条第20項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項を同条第20項とし、同条第22項中「平成25年4月1日から令和5年3月31日まで」を「、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第24項を第23項とし、第25項を第24項とし、同条第26項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「その者」を「その者（当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限る。）」に改め、同項を同条第25項とし、同条第27項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第26項とし、同条第28項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第27項とし、同条第29項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第28項とし、同条中第30項を第29項とし、第31項を第30項とし、第32項を第31項とし、同条第33項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第32項とし、同条に次の2項を加える。

33 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者又は同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第53条第2項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第2条第14項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第52条第10項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の2の規定にかかわらず、政令で定めるところ

により、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第10条の5の4第3項第8号又は第42条の12の5第3項第9号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従つて取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から4年度分）の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

34 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第14条第3項の規定による認定を受けた同法第13条第1項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第2条第7号に規定する道路運送高度化事業（同号ハに掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。）の用に供する電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）で総務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第61条、第61条の2又は第131条第1項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から令和10年3月31日までの期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日（以下この項において「供用開始日」という。）の属する年の翌年の1月1日（供用開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

附則第6条の2中「前条第11項」を「前条第10項」に改める。

附則第7条の3第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第7条の5第1項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第8条第6号アの表（イ）中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和4年度分の固定資産税について和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第18号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和5年改正前の条例」という。）」に改め、同号イの表（イ）中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和4年度分の固定資産税について令和5年改正前の条例」に改める。

附則第8条の2第3項の表附則第6条第16項、第25項から第28項まで及び第31項並びに附則第6条の3の項及び同条第4項の表附則第6条第16項、第25項から第28項まで及び第31項並びに附則第6条の3の項中「附則第6条第16項、第25項から第28項まで及び第31項」を「附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項」に改める。

附則第9条の3第2項第3号イ及び第4項第3号イ中「同年度分の固定資産税について」の次に「令和5年改正前の条例」を加える。

附則第16条の3第2項第3号イ及び第4項第3号イ中「固定資産税について」の次に「令和5年改正前の条例」を加える。

附則第17条の2の2を削る。

附則第17条の8第3項を削る。

附則第18条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の第79条の2第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に、「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「同号ア（ア）aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同号ア（ア）bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第79条の2第1項第3号ア（イ）」を「同号ア（イ）」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「同号ア（ウ）に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ（ア）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同項第2号イ中「3,9

00円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ(ア) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第18条の2第1項中「、第7項及び第8項」を削り、「第8項まで」を「第4項まで」に改め、「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第55条第4項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び和歌山市税条例附則第18条の2第2項の規定による軽自動車税の種別割」とする。

附則第21条の4第1項中「本項」を「この項」に改め、同条第2項中「本条」を「この条」に改め、同条第4項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第22条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第23条の3第1項中「租税特別措置法第37条の13第1項」を「市民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項）に、「市民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第3項」を「）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。第3項」に、「租税特別措置法第37条の13の2第1項」を「同法第37条の13の3第1項」に改め、同条第6項中「第37条の13の2第8項」を「第37条の13の3第8項」に改め、同条第8項中「によつて」を「により」に改め、同条第9項中「第37条の13の2第10項」を「第37条の13の3第10項」に改める。

附則第39条第5項中「第17項」を「第16項」に改める。

附則第45条第1項中「及び次条」及び「次条において同じ。」を削る。

第2条 和歌山市税条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「は、」の次に「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び」を加え、「送達すべき」を「その」に、「を市役所の掲示場に掲示して行う」を「（以下この項において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和29年総務府令第23号。以下「総務省令」という。）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改め、同条第3項中「掲示を初めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

第31条第8項中「地方税法施行規則（昭和29年総務府令第23号。以下「総務省令」という。）」を「総務省令」に改める。

第32条第1項第1号中「本号」を「この号」に改め、同項第10号の2中「本号に」を「前号又はこの号に」に、「本号の」を「これらの」に改める。

第79条の5第1項第1号イ中「100分の70」を「100分の75」に改め、同条第2項第1号イ中「100分の60」を「100分の70」に改め、同条第4項の表第1項第1号イの項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同表第2項第1号イの項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同条第5項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に、「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中和歌山市税条例第79条の2並びに第79条の5の改正規定並びに同条例附則第18条の2の改正規定（同条第1項中「、第7項及び第8項」を削り、「第8項まで」を「第4項まで」に改める部分を除く。）並びに同条例附則第23条の3の改正規定並びに附則第3条第5項並びに第6条第3項及び第5項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第1条中和歌山市税条例第38条の2の改正規定及び附則第3条第3項の規定 令和7年1月1日
- (3) 第2条（次号及び第8号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 令和7年4月1日
- (4) 第2条中和歌山市税条例第32条第1項第10号の2の改正規定及び附則第4条の規定 令和8年1月1日
- (5) 第1条中和歌山市税条例第79条に1項を加える改正規定及び附則第6条第2項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
- (6) 第1条中和歌山市税条例附則第6条に2項を加える改正規定（第34項に係る部分に限る。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (7) 第1条中和歌山市税条例附則第6条第14項の改正規定（「第24条第7項」を「第24条第8項（同法第29条の9において準用する場合を含む。）」に改める部分に限る。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）の施行の日
- (8) 第2条中和歌山市税条例第16条第2項及び第3項並びに第31条第8項の改正規定並び

に次条の規定 公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の和歌山市税条例第16条の規定は、前条第8号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の和歌山市税条例(以下「新条例」という。)第31条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生する同条第1項に規定する特定非常災害について適用する。

2 施行日から令和6年3月31日までの間に効力を生ずる新条例第34条の2第2項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第4号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前1年以内」とあるのは、「令和5年4月1日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

3 新条例第38条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき和歌山市税条例第37条第1項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条例第38条の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第40条第7項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべき第1条の規定による改正前の和歌山市税条例(以下「旧条例」という。)第40条第7項に規定する報告書については、なお従前の例による。

5 新条例附則第23条の3の規定は、同条第1項の市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、旧条例附則第23条の3第1項の市民税の所得割の納税義務者が施行日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得した同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例第32条第1項(第10号の2に係る部分に限る。)の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第4項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第7項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第13項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第14項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第22項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた旧条例附則第6条第26項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 施行日から附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第8条の2第3項の表附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項並びに附則第6条の3の項及び新条例附則第8条の2第4項の表附則第6条第15項、第24項から第27項まで、第30項及び第34項並びに附則第6条の3の項の規定の適用については、これらの規定中「第30項及び第34項」とあるのは、「及び第30項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例第79条第3項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「5号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、5号施行日の属する年度の翌年度（5号施行日が4月1日である場合には、5号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
 - 3 新条例第79条の2及び第79条の5の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「1号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、1号施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 - 4 新条例附則第18条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用

し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 5 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例附則第18条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「3号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、3号施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第13項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第14項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた旧条例附則第6条第26項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。